

令和3年第1回田川地区斎場組合議会定例会議事日程

令和3年2月16日(火) 午後2時開議  
田川市民会館 講堂

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 諸般の報告 令和2年度経過月分の出納検査について
- 日程第4 報告第1号 管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
[専決第1号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正]
- 日程第5 議案第1号 令和3年度田川地区斎場組合一般会計予算
- 日程第6 議案第2号 田川郡町村公平委員会共同設置規約の一部改正する規約に  
ついて

◎議長（皆川 高司議員）

定刻の時間となりました。皆さま、お疲れ様です。ただ今の出席議員は、19名中、18名であります。よって、本会議は成立致しました。ただ今より、令和3年第1回田川地区斎場組合議会定例会を開会いたします。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は筒井澄雄議員の1名であります。では、議事に移ります。日程第1「会期の決定」を議題とします。お諮りします。会期は、本日の1日限りと致したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決めます。日程第2「会議録署名議員の指名」を議題とします。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員には、浦野幸治議員、柿田孝子議員を指名致します。よろしくお祈りします。次に移ります。日程第3「諸般の報告」を議題とします。お手元に配布のとおり、監査委員より「令和2年4月から令和2年12月までの経過月分の出納検査報告」の提出がありましたので、ご了承願います。次に移ります。日程第4「管理者専決処分の報告並びに承認を求めることについて」を議題と致します。報告第1号「専決第1号・田川地区斎場組合職員に関する条例の一部改正について」の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

皆さま、お疲れさまです。3月議会を控えての、公務ご多忙の折、斎場組合議会定例会に御出席を賜り、ご審議を頂けますこと、衷心より御礼申し上げます。それでは、日程第4、報告第1号・「専決第1号・田川地区斎場組合職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。本案は、令和2年の人事院勧告に基づき、「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3号により、これを報告し、その承認を求めたものであります。改正の主な内容は、一般職の職員の給与について、国家公務員の給与改定に準じ、今回は、俸給表の改定は行わず、期末勤勉手当について、年間支給月数を0.05月引き下げ、年間4.45月に改定し、令和2年度から適用実施いたします。た、同様に、会計年度任用職員の期末手当も0.05月引き下げ、令和3年度から適用しようとするものであります。

以上が、令和2年度の人事院給与勧告の内容であります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、「専決第1号」についての管理者報告が終わりました。ここで、質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ

◎議員(柿田 孝子議員)

質問させていただきます。今回、期末手当を0.05月分引き下げるとゆう事ですが、だいたい、いくら位の影響があるのかお尋ねしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局、どうぞ。

◎事務局(松崎 紀公場長)

今回の改正により、16,500円程の影響となります。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ

◎議員(柿田 孝子議員)

聞き取れなかったのですが、15,000円だったのか16,000円だったのか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局、どうぞ。

◎事務局(松崎 紀公場長)

失礼いたしました。1人当たり平均の影響額は、16,500円の減額でございます。

◎議長(皆川 高司議員)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

これで質疑は終わります。

これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ

◎議員(柿田 孝子議員)

討論させていただきます。「専決第1号・田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」反対討論をいたします。今回の改正は、一般職の職員の生活給である期末勤勉手当の支給割合を令和3年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.275月分に改訂することで、年間0.05月分を引き下げようとするもので影響額は、約16,500円です。また、会計年度任用職員についても来年度より年間0.05月分を引き下げとなるものです。反対の第一は国の人事勧告では、民間事業所における国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45月分に引き下げたとされています。毎年人事院の調査は、4月下旬から6月中旬の時点で公務員と民間従業員の給与比較を行い、較差が生じていれば解消させる方式です。しかし、今年は6月29日

から7月31日、8月17日から9月30日の2回に分けて実施されました。今年の夏季一時金の状況は、新型コロナウイルス感染の影響で、民間企業や医療機関では一時金が減額されており、新型コロナウイルス感染拡大という事業所や働く人の困難な状況が考慮されたとは言えません。反対の第二は、コロナ禍で落ち込んだ地域経済を立て直すには個人消費を増やすことが必要です。公務員の賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金引下げにも影響が及び、コロナ禍で疲弊している地域経済へも影響することにもなり、また、新型コロナウイルス感染対策の中、市民の安全・安心を確保するために、厳しい勤務環境の中で頑張っている職員の一時金を減額することに理解できません。よって本件には反対の意を表明し、討論を終わります。

◎議長（皆川 高司議員）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

これで討論を終わります。これより採決に移ります。採決の方法は、起立によりたいと思います。「専決第1号・田川地区斎場組合職員の給料に関する条例の一部改正について」は、管理者報告のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成17名、反対1名）

◎議長（皆川 高司議員）

起立多数であります。よって、「専決第1号」については、原案のとおり承認することに決しました。次に移ります。日程第5・議案第1号「令和3年度・田川地区斎場組合一般会計予算」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

冒頭に、新型コロナ関連について、少し触れさせて、頂きます。田川地区斎場における「新型コロナ感染」への対応は、常に利用者に安全安心を提供できるように、施設内の防疫には細心の注意を払った消毒作業の励行などを実施しております。組合職員を含めた施設スタッフにも「自己管理によるコロナ感染防止」に注意を払うよう促しておりますが、昨年12月に、清掃従事者からコロナ感染者が発生し、清掃従事者の全員が濃厚接触者として派遣不能となり、事務局職員に応援体制の命令を発し、業務に支障が出ないように体制を整えた事案もございました。また、取扱いの難しいコロナ関連の死亡者の受入れも現段階で4件を引き受けておりますが、このことに対しても、住民感情に沿った心情のある最善の対応で対処するように指導しております。それでは、日程第5・議案第1号「令和3年度・田川地区斎場組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。令和3年度も組合予算の編成にあたっては、無駄のない効率性の高い予算編成に心がけ、ゼロベースによる試算基づき編成を行なっております。また、組合職員にも、住民と接する施設であることを常に念頭に置き、利用者サービスを第一義に運営するよう指示をしております。このことにより、令和3年度当初予算は、歳入歳出予算ともに、総額で1億4,420万7千円を予定しております。予算構成は、組合運営費の

原資となる歳入予算では、市町村負担金が9,420万3千円と大半を占めるほか、斎場使用料収入などの自主財源で5,000万4千円を確保し、予算を構成しております。一方、歳出予算では、斎場施設に要する維持管理費用が大半を占めるほか、組合職員の人件費など組合運営費や施設整備基金積立金などで構成されております。前年度と比較しますと317万8千円の増額となっております。その増額の要因は、人件費における会計年度任用職員に要する報酬や期末手当の全額支給により160万9千円の増額と、物件費や投資的経費での256万9千円の増額が影響していることとあります。その他、詳細につきましては、事務局が説明しますので、ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

事務局、どうぞ。

◎事務局（松崎 紀公場長）

事務局からは、当初予算のうち歳出項目について、予算書6頁から御説明をさせていただきます。まず、1款・1項・1目の議会費であります。1節・報酬から9節・交際費には、議会運営費として、前年度と同額の総額82万3千円を計上しております。次に款・項・目が変わり、2款・1項・1目の一般管理費です。組合運営費と斎場施設の維持管理費として、1億4,229万5千円を計上。前年度と比較して、317万8千円の増額となっております。まず、1節・報酬から5節・災害補償費までには、一般職2名と会計年度任用職員4名分にかかる人件費として、合計額2,279万6千円を計上。次の8節・旅費です。会計年度任用職員の通勤手当に当たる費用弁償のほか、事務局職員の普通旅費や先進地視察費用を合わせた51万5千円を計上。次の9節・交際費です。管理者交際費として、組合関係者への慶弔費として10万円を計上いたしております。次の7頁に移ります。まず、10節・需用費です。火葬用燃料である白灯油の購入費939万円を主に、光熱水費、消耗品費など2,136万円を計上。11節・役務費です。電話通信料のほか、手数料や保険料として、82万8千円を計上。12節・委託料です。斎場施設の主体業務である火葬業務や清掃業務に係る斎場管理業務委託料4,950万円のほか、施設維持に要する11の保守管理業務委託料5,312万7千円を計上。13節・使用料及び賃借料です。ここでは、斎場施設で使用する5つの設備機器リース料とその他賃借料として213万5千円を計上致しております。8頁に移ります。14節・工事請負費です。3年度では火葬炉補修工事、待合棟空調エアコン取替工事、待合室床改修工事を予定するもので、1,127万円を計上しております。次の17節・備品購入費です。心肺蘇生装置であるAED機器購入費用11万円を計上。次の18節・負担金補助及び交付金です。組合職員の厚生福利を目的とする(社団法人)福岡県市町村福祉協会への負担金のほか、組合が加入する関係4団体への負担金として、4万8千円を計上。次の24節・積立金です。既存基金からの利息受入金6千円のほか、将来の斎場施設建替えに備えての施設整備基金の元本積立金3,000万円を計上しております。項の段が変わり、2項・1目・監査委員費です。監査事務に要する費用として総額7万9千円を計上しております。次の9頁に移ります。3款・1項の公債費です。1目の利子では、歳計現金の残高不足に備えての指定金融機関からの一時借入限度額500万円を想定した短期借入返済利子1万円を計上。最後

に、4款・予備費では、予見し難い緊急の歳出予算の不足に充てるため、100万円を計上いたしております。一方、この歳出予算の財源を補う歳入予算です。予算書4頁に戻り、お開き願います。はじめに、1款・分担金及び負担金では、斎場使用料など組合独自の自主財源では補えない財源を構成団体から市町村分賦金として負担を願うもので、9,420万3千円を見込んでおります。次の2款・使用料及び手数料のうち、1項・使用料では、斎場使用料や普通財産使用料として、4,971万9千円を見込んでおります。次の5頁に移ります。2款・2項・手数料では、事務手数料として、火葬証明書発行手数料7千円を見込んでおります。次の3款・財産収入では、職員退職手当基金や施設整備基金からの運用利子5千円を見込んでおります。次の4款・繰入金は存置科目とし、5款・繰越金も存置科目としております。最後の6款・諸収入では、売店や自動販売機の電気料金の徴収金など27万1千円を見込んでおります。以上により、歳入合計では、歳出合計と同額の1億4,420万7千円を見込んでおります。以降、予算書10頁から14頁までは、特別職、組合職員の給与費明細書等を、最後の15頁には、「斎場施設管理業務委託料」にかかる債務負担行為に関する調書を添付致しております。なお、別紙の令和3年度田川地区斎場組合予算附表を添付いたしておりますので、御参照を願いたいと存じます。以上で、令和3年度当初予算の詳細説明を終わります。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、予算内容の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

討論を終わります。これより採決に移ります。「令和3年度・田川地区斎場組合一般会計予算」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。次に移ります。日程第6・議案第2号「田川郡公平委員会共同設置規約の一部改正する規約について」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

日程第6・議案第2号「田川郡公平委員会共同設置規約の一部改正する規約について」ご説明申し上げます。本案は、田川地区広域環境衛生施設組合より、田川郡町村公平委員会への加入希望があり、共同設置規約第10条第2項の規定により、公平委員会規約の一部を改正しようとするものであります。改正内容は、本委員会の共同設置団体を現行の11団体から12団体にするものであり、田川地区斎場組合に事務及び経費が影響するも

のではなく、これを異議なく承諾しようとするものであります。よろしく、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、管理者報告が終わりました。ここで質疑に移ります。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

質疑が無いようですので、これより採決に移ります。「議案第2号・田川郡公平委員会共同設置規約の一部改正する規約について」は、管理者説明のとおり、決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決しました。以上で、本日の会議に付された案件は、すべて、終了しました。これをもちまして、令和3年第1回田川地区斎場組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。